パートスタッフ 賃金について

1、賃金の形態

- 基本給(時給)
- 諸手当
- ※ 詳細はパートタイム就業規則(以下、就業規則)、雇用契約書による

2、時給額及び昇級について

- ① 資格手当額は従業員の所持する資格により異なる(下表参照)。
- ② 基本給額は勤務時間により昇級を行う。
- ③ 試用期間は雇用開始から勤務時間100時間(又は半年)までとし、この間は資格手当を減額する
- ④ 基本給 B への昇級条件は、総勤務時間 1 5 0 0 時間(試用期間含む)とする。
- ⑤ 基本給 C への昇級条件は、総勤務時間 3 0 0 0 時間(試用期間含む)とする。
- ⑥ 基本給 C からの昇級については、就業規則に従い、別に雇用契約書にて定める。

【時給表】

		試用期間	基本給 A	基本給 B	基本給 C (300h)	
		(100hまで)		(1500h)		
基本給		1010円	1010円	1030円	1055円	
		(+20円)	(+20円)	(+20円)		
資格手当	ガイドヘルパー1	1060円	1110円	1130円	1155円	
	+50~100円	(+50円)	(+100円)	(+100円)	(+100円)	
	介護職員初任者・実務者研修	1110円	1210円	1230円	1255円	
	+100~200円	(+100円)	(+200円)	(+200円)	(+200円)	
	介護福祉士・看護士	1160円	1260円	1280円	1305円	
	+150~250円	(+150円)	(+250円)	(+250円)	(+250円)	
	プラチナ介護福祉士				1455円	
	+400円				(+400円)	
	相談支援専門員	1110円	1190円	1230円	1255円	
	+100~200円	(+100円)	(+200円)	(+200円)	(+200円)	

- ※ 資格手当はヘルパー支援業務、相談支援業務(下記4参照)を行った時間 に支給するものとする。
- ※プラチナ介護福祉士の要件は、別途、定めによる。

¹ 行動援護従業者、重度訪問介護従業者、移動支援従業者免許を所持している者

3、諸手当について 別表1『パート賃金手当一覧表』を参照

4、業務について

*基本給、ヘルパー給及び諸手当に該当する業務は下記の通りとする。

甘士公	日中一時支援・一時預かりサービス提供時間、移動時間、事務・会議時
基本給	間等(ケース記録記入時間を除く)、下記時間を除く業務時間。
資格手当	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、移動支援サービスの提供時間
該当勤務	相談支援専門員として計画相談業務(サービス等利用計画作成業務、相
改当到伤	談・面談業務等)を行った勤務時間。相談支援専門員資格者に限る。

5、移動時間について

* ヘルパー業務時における移動時間の扱いについて。

移動時間と通勤時間の考え方

	内容	手当	
通勤時間	自宅から支援場所(利用者宅など)への移動時間。	通勤手当	
移動時間	支援場所から支援場所への移動時間。	基本給	
	支援終了後、業務命令により『そらいろ事務所』に	燃料費(自車など)	
	戻った時の移動時間。		
	移動時間が上限1時間まで時給にて支給。		

燃料費:130円/5km

【イメージ】

出勤	\rightarrow	利用者A宅	\rightarrow	事務所	\rightarrow	利用者B宅	\rightarrow	退勤
通勤		支援	移動	業務	移動	支援	通勤	

6、福利厚生について

① ガイドヘルプ支援時の外食代補助(別紙参照)

総労働時間数等により下記の3類型に分かれ、類型により補助率が異なる。

I類	勤務時間数が3000時間未満	13%補助
	(試用期間、基本給 A、B)	
Ⅱ類	勤務時間数が3000時間以上(基本給C)	18%補助
Ⅲ類	プラチナ介護福祉士	23%補助

*手書き報告は類型に関わらず、一律10%補助

② 研修支援金(別紙参照)

推薦研修の受講時に支給

2023年10月出勤分(11月支給給与)から適用